



認知症総合支援事業の再編について

運営資料 NO.06-19

【背景・経緯等】

「共生社会の充実を推進するための認知症基本法」(令和6年1月1日施行)により、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望をもって暮らすことができるよう、認知症支援施策の充実が求められています。

当町では、認知症総合支援事業の1つとして、平成26年2月より認知症カフェ「はーとんカフェ今宿」を設置し、事業運営を行って参りましたが、利用数の減少等により事業本来の果たすべき役割への課題が生じております。

このような状況などから、このたび認知症総合支援事業の見直しを図り事業を推進していきます。

【目的】

- ①認知症に関する正しい理解の普及
- ②認知症の方(を含む)の社会参加の場の創出(拡大)、社会参加支援
- ③認知症の早期発見・早期対応

【事業計画(案)】

- ①町内全域(町内公共施設)の活用による認知症サポーター養成講座、ステップアップ講座の開催
→認知症への理解の促進、認知症サポーターの育成
- ②町内介護事業所、キャラバンメイト、認知症地域支援推進員等との連携による新たな認知症カフェ、サロンの開催(はーとんカフェ今宿は閉所)
- ③既存事業と連動したサロン等の開催
→手作業の会、認知症初期集中支援事業、介護者サロン・介護者支援事業等
- ④認知症サポーターステップアップ講座修了生を含む、新たなチームオレンジによる、(仮称)はーとんオレンジカフェ等の運営支援など